旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 政策企画部　成長戦略局 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが４件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 |
| Ａ | 東京都 | 令和５年10月27日 | 31,300円 | 令和５年11月27日 |
| Ｂ | 兵庫県淡路市及び洲本市 | 令和５年12月８日 | 1,540円 | 令和６年１月19日 |
| Ｃ | 兵庫県南あわじ市及び洲本市 | 令和５年12月13日 | 6,070円 | 令和６年１月19日 |
| Ｄ | 兵庫県洲本市、南あわじ市及び淡路市 | 令和６年１月16日 | 1,090円 | 令和６年４月２日 |

 | 検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年６月11日から同月21日まで）